



# 松戸保健所感染症情報



2015年11月

(2015年11月12日配信)

## 「感染性胃腸炎」の報告数が増加しています！！



2015年44週の県全体の定点当たり患者報告数は、前週の3.32から増加し3.59となりました。

保健所別の定点当たり患者報告数は、**松戸(7.56)**、柏市(6.67)が多くなっています。近隣保健所の状況は下表のとおりです。当保健所管内でも、10月下旬以降集団発生の報告が続いています。全国的に増加しており、今後の発生動向の確認が必要です。

手洗いをしっかりして、感染性胃腸炎に感染しないよう予防しましょう。

また、高齢者施設・保育施設・障害者福祉施設・学校等においては、感染症が持ち込まれないよう対策をとった上で、利用者・職員の健康状態を把握し、発生の早期発見に努めてください。感染対策マニュアルを確認し、オムツ交換や嘔吐時の適切な対応を研修等でシミュレーションすることで、職員全員に周知することが必要です。

●千葉県ホームページ「ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策について」 <http://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/noro-ichou.html>

【ノロウイルス】感染症予防のための情報提供 <http://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/norosyudan20151026.html>

●厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

## 「インフルエンザ」の備えできていますか？

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症です。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

また、脳炎や心不全を起こすこともあり、体力のない高齢者や乳幼児などは命にかかわることもあります。各施設で予防対策をしっかり講じて感染しないようにしていきましょう。

10月下旬から学級閉鎖の報告が上がっています。咳エチケットや下記の予防方法を取り、感染しないように注意しましょう。

### 【咳エチケット】

☆咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。

☆鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きのゴミ箱に捨てられる環境を整える。 ☆咳をしている人にマスクの着用を促す。

### 【予防方法】

☆栄養と休養を十分にとる ☆人ごみを避ける ☆手洗いとうがいをする ☆適度な温度、湿度を保つ ☆マスクを着用する ☆予防接種を受ける

●千葉県 <https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/influenza-2.html>

●政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200909/6.html>

感染性胃腸炎  
近隣保健所定点あたり報告数

保健所	44週	43週
<b>松戸保健所</b>	<b>7.56</b>	<b>5.00</b>
柏市保健所	6.67	6.33
野田保健所	0.75	0.5
市川保健所	4.36	3.42
習志野保健所	1.70	1.60
葛飾保健所	7.13	8.63
江戸川保健所	5.75	5.33
足立保健所	7.38	6.00
台東保健所	9.25	3.75
中央保健所	8.00	6.00

## 12月1日は「世界エイズデー」です

世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO(世界保健機関)が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

●HIV検査相談マップ <http://www.hivkensa.com/>

●厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eizu/>

## ◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づく定期の健康診断の実施・医師の発生届について

### ●結核定期健康診断報告書について

同法第53条の2の規定により結核に係る定期の健康診断を実施すること及び法第53条の7の規定によりその報告をすることが義務付けられています。「結核定期健康診断報告書」を下記あて郵送またはFAXにて報告をお願いします。

### ●医師の発生届について

同法第12条の規定により直ちに最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届けなければならないと義務付けられています。松戸市・流山市・我孫子市に所在する医療機関については、松戸保健所が届出先となります。

### 【提出先】

松戸健康福祉センター 疾病対策課 結核担当

住所: 〒271-8562 松戸市小根本7 FAX: 047-368-0689

## ◇感染性発生状況(10月分)…全数報告届出分

2類感染症/ 結核 10件

3類感染症/ 0件

4類感染症/ レジオネラ症 1件 ボツリヌス症 1件

5類感染症/ カルバペネム耐性腸内細菌感染症 3件

アメーバ赤痢 1件 急性脳症 1件

後天性免疫不全症候群 2件

## ◆松戸保健所管内の結核新規登録者数(10月分)

	活動性肺結核		活動性肺外結核	潜在性結核感染症
	喀痰塗抹陽性	菌陰性その他		
松戸市	2	3	3	2
流山市	1	1	0	0
我孫子市	1	1	1	0
計	9		4	2

# 松戸保健所管内の感染症発生動向（最近5週）

● 管内      ▲ 県全体       警報基準値       終息基準値

マイコプラズマ肺炎とクラミジア肺炎は基幹定点のみの集計。RSウイルス感染症、マイコプラズマ肺炎とクラミジア肺炎は警報基準値等の設定なし。

